

6 土壌汚染

土壤汚染とは、人の活動にともなって排出された有害な物質が土壤に蓄積されている状態をいいます。土壤はいったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるという特徴があります。土壤汚染による影響としては、人の健康への影響や、農作物や植物の生育阻害、生態系への影響が考えられます。特に人への影響については、汚染された土壤に直接触れたり口にしたりする直接摂取によるリスクと、汚染土壤から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するなどの間接的なリスクが考えられます。

そこで、平成3年に人の健康保護と生活環境保全のために維持することが望ましい基準（環境基準）が定められました。これは、汚染された土壤から地下水等への溶出の観点、農作物（米）に対する影響及び農作物（米）に蓄積して人の健康に対する影響の観点から計27項目について基準が設定されています。

また、平成14年5月29日に土壤汚染対策法が公布され、平成15年2月15日より施行されました。この法律は、土壤汚染の状況を把握して、人の健康被害を防止するために対策を実行することを目的としています。

なお、平成24年3月31日現在、法第3条に定める土壤汚染状況調査結果の報告が9件ありました。このうち、法第11条に定める形質変更時要届出区域として、1件指定を行っています。

(1) 環境基準

(平成23年4月1日現在)

項目	環境上の基準	項目	環境上の基準
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下
		四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下
		1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下
全シアン	検液中に検出されないこと	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下
有機燐	検液中に検出されないこと	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤1kgにつき15mg未満であること	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下
		テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下
		1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下
		チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下
P C B	検液中に検出されないこと	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下
銅	農用地（田に限る。）において、土壤1kgにつき125mg未満であること	セレン	検液1Lにつき0.01mg以下
		ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下
		ほう素	検液1Lにつき1.0mg以下

(2) 土壤汚染対策法に定める対象物質（特定有害物質）とその基準（指定基準）

特定有害物質 (法第2条第1項)	土壤汚染対策法の指定基準（法第6条第1項）		
	<直接摂取によるリスク>		<地下水等の摂取によるリスク>
	土壤含有量基準	土壤溶出量基準	
(第1種特定揮発性有害物質)	四塩化炭素	—	検液 1L につき 0.002mg 以下
	1, 2-ジクロロエタン	—	検液 1L につき 0.004mg 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.02mg 以下
	ジス-1, 2-ジクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.04mg 以下
	1, 3-ジクロロプロペン	—	検液 1L につき 0.002mg 以下
	ジクロロメタン	—	検液 1L につき 0.02mg 以下
	テトラクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.01mg 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	—	検液 1L につき 1mg 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	—	検液 1L につき 0.006mg 以下
	トリクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.03mg 以下
(第2種特定重金属等)	ベンゼン	—	検液 1L につき 0.01mg 以下
	カドミウム及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	六価クロム化合物	土壤 1kg につき 250mg 以下	検液 1L につき 0.05mg 以下
	シアノ化合物	土壤 1kg につき 遊離シアノ 50mg 以下	検液に検出されないこと
	水銀及びその化合物	土壤 1kg につき 15mg 以下	検液 1L につき 0.0005mg 以下
	うちアルキル水銀		検液に検出されないこと
	セレン及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	鉛及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	砒素及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	ふつ素及びその化合物	土壤 1kg につき 4000mg 以下	検液 1L につき 0.8mg 以下
(第3種特定農薬等)	ほう素及びその化合物	土壤 1kg につき 4000mg 以下	検液 1L につき 1mg 以下
	シマジン	—	検液 1L につき 0.003mg 以下
	チウラム	—	検液 1L につき 0.006mg 以下
	チオベンカルブ	—	検液 1L につき 0.02mg 以下
	P C B	—	検液に検出されないこと
有害物質	有機りん化合物	—	検液に検出されないこと

(3) 土壤汚染の現況

平成23年度において、市内的一般地域における土壤環境調査を1地点で実施しました。

ボーリング調査の結果、一部の深度において土壤中に地質由来によるヒ素が含有していることを確認しましたが、本調査地点の土質と同じである層が、どの程度の範囲まで連続してつながっているかは不明です。